

資料

1920年代までの米国マサチューセッツ州における「精神薄弱」者施設外処遇の成立 —レンサム施設長 G.L. ウォリスのソーシャル・ワーカー導入過程を中心に—

米田 宏樹

米国では1920年代までに、コミュニティにおける精神薄弱者のケアと監督の必要性が、彼らの隔離収容を唱えていた精神薄弱者施設長たちによって主張されるようになる。本稿では、早くからコミュニティ生活支援策を施設運営に導入したマサチューセッツ州二番目の州立施設、レンサム精神薄弱者施設と施設長ウォリスを検討の対象として、ウォリスが隔離収容の理論と相反する精神薄弱者のコミュニティ生活を容認し、積極的な支援策をとるようになる理由と背景について検討した。レンサム施設を対象とした理由は、この施設が精神薄弱者の「総収容化」政策が破綻する時期に設立・展開された施設であり、当時の政策破綻状況を把握する上で適切な対象であると考えられたからである。ウォリスが打ち出した仮退所の試みは新たに始められたものではなく、家庭への一時復帰や就職とともに家庭への退所という形で、マサチューセッツ州の二つの施設で以前から行われていたものであった。施設を精神薄弱者の単なる収容先とみなす州議会に対し施設の教育機能を強調するために、彼は施設での訓練後にコミュニティで自活可能になったケースへの支援策を前面に出し始めたのである。施設ですべての精神薄弱者を収容できないとコミュニティで認識されたとき、総合的な機能を持つ施設が精神薄弱者にとって最良であると考えていたウォリスは、保護収容の次善の策として、施設同様に精神薄弱者が好ましい社会的反応を表出できる環境を仮退所受け入れ先の家庭と近隣に整えることを考えた。

キー・ワード：精神薄弱 コミュニティ 施設 ソーシャル・ワーカー マサチューセッツ州

I. はじめに

米国では、1920年代になると、コミュニティでの精神薄弱者¹⁾のケアと監督の必要性が、広く認められるようになる。20世紀初頭の10年間に優生学を支持し、「脅威としての精神薄弱者」観を根拠に、精神薄弱者の「総収容化」実現を訴えた精神薄弱者施設の施設長たちの中には、優生学の代わりに精神衛生、適応、地域に根ざしたサービスを強調する新しい精神医学へ

と目を向けはじめる者もいた (Trent 邦訳 [1997], 下巻 83²⁾)。施設は、隔離収容のケースを施設内で保護するとともに、施設の地区担当職員やソーシャル・ワーカーによる継続的な監督、指導のもとに、コミュニティで生活することが可能なケースを試験的に復帰させる試みをはじめる (Trattner 邦訳 [1978], 169³⁾)。つまり、精神薄弱者施設は精神薄弱者に対するケアの中心であり続けはしたが、単なる隔離収容の場とは考えられなくなるのである (Tyor and Bell 邦訳 [1988], 131⁴⁾)。精神薄弱者施策は、

精神薄弱者が社会病理の根源とみなされて隔離が正当化された1900年代、「総収容化政策」が破綻してその代替策が模索された10年代、精神薄弱が「社会的適応」の問題として考えられるようになった20年代という経過をたどる(Trent邦訳[1997]下巻6章)。この時間的経過のなかで、精神薄弱者のコミュニティ生活は1910年代に生起し、1920年から1930年代前半に隆盛をむかえ、30年代後半以降には衰退する。精神薄弱者施設は再び閉鎖的な収容の場へ戻ることになる。

筆者の関心は、何故20年代までに興ったコミュニティ生活が主流となりえなかったのかを探ることにある。コミュニティ生活衰退の原因として不況と第二次大戦の影響による経済問題が指摘されてはいるが、コミュニティ生活試行の過程で、精神薄弱者を異質視する処遇理念にいかなる変化が認められるのかを詳細に検討する必要がある。精神薄弱者の「社会的適応」が、どのような環境への適応を意味し、いかなる支援策がとられたのか。また適応すべき環境や支援策が時期によりどのように変化したのかを検討することで、コミュニティ生活が主流となりえなかった理由が明らかにされるのではないかと考えられる。そしてその第一段階として、精神薄弱者のコミュニティ生活支援策が打ち出され、「社会的適応」が唱えられはじめるコミュニティ生活成立期が検討の対象となる。

コミュニティ生活の成立については、ニューヨーク州立ローム施設の小コロニー設置と仮退所制度を検討対象の中心に据えた研究が多く見られる(中村・米田, 1999⁵⁾; Trent, 1994²⁾; 清水, 1989⁶⁾; Ferguson, 1988⁷⁾)。ローム施設では施設過密状態の緩和策として、大規模施設とコミュニティの中間施設である小コロニーをコミュニティ内に設置し、労働可能なまでに施設で訓練された精神薄弱者をそこに措置し、さらに経過良好な者を仮退所にし、施設に空席を作るという形がとられた。

これに対して、精神薄弱者のコミュニティ復帰に米国で最初に取り組んだとされるマサ

チュー・セツツ州では(Trattner邦訳[1978], 169; Davies邦訳[1972], 200⁸⁾)、ソーシャル・ワーカーの監督の下、施設から直接、コミュニティに仮退所させる方法がとられる。この方法は、マサチュー・セツツ州で二番目の州立施設、レンサム(Wrentham)精神薄弱者施設で、1915年までに正式な施設事業としてはじめられた。施設からコミュニティへの精神薄弱者の直接復帰とそれを支援するソーシャル・ワーカーの正式導入という点では、このマサチュー・セツツ州の試みが、米国諸州の先駆けであろう。

すべての精神薄弱者を施設で保護収容することは不可能であるという認識が関係者に広がってきた1917年、レンサム施設長のウォリス(Wallace, George L. 1872-1930)は、コミュニティで安全に生活可能な精神薄弱者集団を考える場合、どのようなコミュニティであれば精神薄弱者が安全に生活できるかを考えるべきであると主張した(Wallace [1917], 105-109⁹⁾)。翌18年、当時のオピニオンリーダーであったマサチュー・セツツ最初の州立精神薄弱者施設(以下ウェーバリー施設¹⁰⁾)の施設長ファーナルド(Fernald, Walter E. 1859-1924)が「ウォリスがいうように精神薄弱者がコミュニティに合わないのではなく、コミュニティが精神薄弱者に合わないのかもしれない」(Fernald [1918], 171-176¹¹⁾)という言葉で彼の主張を受け入れ、精神薄弱者総収容化政策の放棄を明言するにいたる。

本稿では、ウォリスが精神薄弱者のコミュニティ生活を認容し、積極的な支援策をとるようになった理由と背景について、レンサム施設年報の記述と1917年ウォリス論文を中心に検討する¹²⁾。ウォリスならびに施設理事会が施設の役割をどのように考え、どのような理念と実践を主張しているか。その変化を整理する。

ウォリスとレンサム施設を検討の中心とする理由は、第一に「総収容化政策」破綻の時期に開設され発展したレンサム施設の経過の中に、当時の政策の限界を見いだすことができると考えられるからである。第二に、ウォリスは、

セツツ州で堅持してきた精神薄弱政策とそれに沿った形でのファーナルドの実質的な対応のあり方を十分に理解していた¹³⁾。その彼が精神薄弱者のコミュニティ生活とその支援策を案出するまでの経過を追うことで、ファーナルドをはじめとする施設長たちが優生学から離れ、総収容化を放棄する理由を探ることができると考えられるからである。

本研究は歴史研究であり、本文中の記述には歴史的用語を用いる。

II. 議会対策としての施設教育・訓練機能の強調と施設外処遇の提案

1. 収容力優先の州政策とレンサム施設

20世紀初頭の「総収容化」政策最盛期に設立されたレンサム精神薄弱者施設は、教育施設から収容施設へと転換した施設とは異なり、その設備面に関して偏った発展を余儀なくされた。初期の精神薄弱者施設は、「白痴」学校として教育設備面で十分な発展を遂げた上で収容施設へと転換したことから、教育機能を内包する収容保護施設となっていた。これに対してレンサム施設では、精神薄弱者の収容力確保が優先され、教育設備面への投資には議会の関心があまり払われなかっただし、施設当局も収容力確保を優先した (Table 1)。

これは、収容力増強に関する公的要請圧力と長年にわたり形成されてきた州の政策方針との一致という観点からすれば、当然の対応であった。この当時、施設への隔離収容が必要な精神薄弱者の数は全米で 15 万人、マサチューセッツ州内で 6000~7000 人と推計されていた (6 AR [1912], 9)。マサチューセッツ州の施設収容力はその三分の一以下であったため、州議会にとって収容力の増強は急務の課題であり、施設の存在意義も隔離収容力に求められた (6 AR [1912], 9)。米国諸州は、収容力の増強を課題としながらもその資金難に苦しむ状況におかれていた (中村・米田 [1999], 39~40)。レンサム施設もその建設当初から、いかに安価で経済的に収容力の増強が図られているかが年報のなか

で語られている。いかに安上がりに効率よく精神薄弱者を収容できるかが、レンサム施設に限らず、収容保護施設建設の重要な点であった (Trent 邦訳 [1997] 上巻、三章)。

しかし、施設当局は、施設の教育機能を軽視していたわけではなかった。ウォリスと施設理事会は、施設の役割を「隔離され、保護され、可能な限り有用に訓練されるべき適格な精神薄弱者の処遇」(3 AR [1909], 8)と認識していたし、施設こそが精神薄弱児にとって唯一適切な教育を提供しうる教育・訓練の場であり、教育機能の充実・拡張も当然、州の政策の一環であるべきだと考えていた (4 AR [1910], 8; 5 AR [1911], 11)。収容保護は、教育・訓練と施設内自立とが連動していた処遇システムであり、19世紀末に収容保護理念を提唱した施設長たちは、教育・訓練があってこそ「施設内の世界」で、安全で生産的な生活を送ることが可能になるとえた (Tyor and Bell 邦訳 [1988], 73~107; Trent 邦訳 [1997], 下巻 23~25)。ウォリスもこの収容保護理念に沿った施設運営と精神薄弱者の処遇を実行した。

ウォリスは施設の開設当初から、施設が単なる収容の場ではなく、教育・訓練的基盤の上に成り立っていることを頻繁に強調していた (3 AR [1909], 13; 4 AR [1910], 12~13; 5 AR [1911], 14~16; 6 AR [1912], 12~13; 7 AR [1913], 13~14)。彼と施設理事会は、あくまで収容保護による施設内処遇が精神薄弱者にとって最も最良策であるとの立場をとっていた。1911 年、施設理事会は他州の断種による精神薄弱者のコミュニティ生活容認の試みを「外科的手術によって精神薄弱者がコミュニティで他者と交流する方法は、不妊には多少効果があるても不道徳と性病を防ぐことはできない。保護処遇が可能な場合には手術は進められるべきではない」(5 AR [1911], 10)と批判し、「人間を恒久的に閉じこめて個人の自由を奪うという考えは、実在する状況を理解できない人には不快に思われるだろう。しかし精神薄弱者施設は、有益で幸福な理想的な家庭生活が可能な限り実現

されている家であることを忘れてはならない」(5 AR [1911], 10)と精神薄弱者にとっての快適な生活の場が施設であることをアピールしている。また、翌12年にウォリスは、精神薄弱者が施設内の世界ではじめて社会生活を営むことが可能になることを説明し「保護処遇は単なる収容よりも意味がある。正常な人間が幸福に生活することが可能な小さな世界の開発・組織・整備を意味し、多額の初期支出と維持費を必要とする。しかし、精神薄弱者が単なる浪費者・破壊者からプライドを持った生産者になることで経費の削減になる。堕落した世界を維持するよりも活動の世界を維持する方が格安である」(6 AR [1912], 13)と教育・訓練を内包した収容保護システムの利益を主張していた。

しかし、精神薄弱者施設の教育・訓練を通じた施設内自立という処遇原理が、施設長たちの間では当然のことと理解されても、州議会にはそう理解されなかつた。コミュニティの保護(社会防衛)と精神薄弱者の保護の両方を含んだ保護処遇は、前者のみが強調されるようになっていたのである。1910年、レンサム施設は処遇システムに不可欠な教育棟建設の予算請求を州議会に提出するが承認を得られず、11年に再度請求し12年に承認される(4 AR [1910], 9,14; 5 AR [1911], 11,16)。

1910年が施設の正式開所であるから、正式開所時の収容者に教育・訓練をいかにして提供していたかが問題になる。実際には、1000人規模の処理能力を想定して建設された洗濯棟が、500人分の処理能力の洗濯室と300人定員の集会室と教室2部屋とに分割されて利用されていて、動力棟の一部が男子授産作業室として活用された(4 AR [1910], 7)。この後も寄宿舎のペースメントが授産作業室に用いられるなど(12 AR [1918], 7)、収容のための施設・設備増強を優先しつつ、その一部を教育施設・設備として利用する状況が続く。

専用設備が不十分であっても施設内自立という目的のために教育・訓練は不可欠であったし、訓練成果をあげる営みは成功裏に行われてい

た。レンサム施設における教育・訓練は施設生活全体を通して行われた。規則正しい生活と食事・運動の規制によって収容者の身体的発達が促され、精神発達の第一歩となることが期待された。さらに、年少児(就学年齢未満)にはセガンの生理学的教育法と幼稚園の教育法を組み合わせた指導が、年長児(就学年齢)には通常の教科学習と作業活動を組み合わせた指導が、昼間施設業務の授産活動に従事している成人収容者には、夕刻の特別授業で音楽、体育、ダンス、手芸、金属細工、革細工などの指導が行われた。最も落ち着きのない破壊的な子どもたちのなかにも、セガンの生理学的教育法による訓練の後に教科内容の教育にまで進んで施設内で有用になったケースが見られたし、学校棟完成後は、学科に家政科が加えられ、訓練後の女子を施設の厨房食堂などに労働力として供給する上で大いに役立った(4 AR [1910] 12-13; 5 AR [1911], 15; 8 AR [1914], 14)。

2. 施設外処遇の提案

収容力という外面的な物差しで施設の必要性を判断する州議会と、その基準に応じて予算を請求していたレンサム施設との関係は、1914年の施設敷地限界までの収容力の拡張計画の承認と同時に変化する。収容力増強という州の一貫した政策に沿って施設を発展させてきたレンサム施設当局は、1913年には自ら、州内の精神薄弱者収容のためには第三の施設を建設すべきであると州議会に提案している(7 AR [1913], 9)。しかし、レンサムの発展と第三の施設建設はまったく別であると考える施設当局と異なり、州議会は収容力増強のみを命題と考えていた。州議会はレンサム施設が収容定員の増強という役割を終えたと考え、第三の州立施設、ベルチャータウン(Belchertown)施設の建設にその関心を移す(10 AR [1916], 6; 11 AR [1917], 6; 12 AR [1918], 5)。レンサム施設当局が教育設備面の充実を要求しても、州議会の承認が得られない状況が続くことになる(Table 1)。

収容設備の一部を教育・訓練設備として用い

ていたレンサム施設にとって、収容能力限界までの収容者の受け入れは、教育・訓練の場の減少ないし消滅を意味したため、教育設備の予算要求を通すことは不可欠なことであった。そして教育設備の充実のために州議会の承認を得るには、施設が単なる収容の場ではなく、教育の場であることを州議会に再認識させる必要があった。

施設の収容力増強計画が物理的限界に達した1914年、施設長ウォリスは、施設外の「場」を明確にコミュニティに求める施設外処遇を次のように提案する。

「知的・道徳的欠陥の程度の極端でない少年少女は、一定期間の施設における教育と処遇で発達が促進され、彼らの人生における危機的な数年間を乗り切ってきた。これらのケースは、訪問形式の施設的監視を提供すると同時に、一定期間ごとに彼らに各自の状況の施設への報告を課すことと、コミュニティで適切に振る舞うことができるだろう。施設敷地内で精神薄弱者を維持するよりも、この外でのケアの方が施設役割の拡大と監視下におかれる精神薄弱者の数的増大を可能にする。」(8 AR [1914], 14-15)

この提案は、軽度級の精神薄弱者で、監督は必要であるが制限のない生活が可能なほどに教育・訓練成果が認められた者をコミュニティに措置して監督という施設効力だけは維持し、収容保護の必要な者のために施設には空席を確保しようとするものである。この施設外処遇の方法を取り入れれば、レンサム施設は施設敷地の物理的限界を超えて収容力増強という役割を担い続けることが可能になる。しかもこの処遇方法は教育・訓練成果がカギとなるので、教育・訓練機能充実のための設備要求に議会の関心を呼び戻すことにもなるものであった。施設理事会はこの提案を「レンサム施設が州の肩から精神薄弱者処遇経費を取り除き、精神薄弱者の幸福と彼らのケアに個人的に関心を持つ人々の幸福に寄与する方法」(8 AR [1914], 9)であると

主張した。

施設理事会は、レンサム施設が「厳格な意味での学校」であることが一般に理解されないと不満を表明し(9 AR [1915], 9)、「州の政策は精神薄弱者が保護されれば満たされるという間違った信念に染められすぎている。寄宿舎の追加は易々と行われるが、非常に有益な学校設備は無視されがちである」(10 AR [1916], 6)と州議会を非難した。ウォリスは理事会の主張を裏付けるべく、毎年の年報で施設の社会的生活を活写し、レンサム施設が学校であることを強調した。1916年報のなかで、ウォリスは施設外処遇対象者の生活を「多くの少年少女は親類、友人、他人と暮らし、自ら生計を立てている。そのうちの数人は銀行口座を開くまでになった。彼らの活動に向けての訓練はすべて施設内で与えられた」(10 AR [1916], 14)と報告し、施設の教育・訓練成果を誇った。軽度級の精神薄弱を対象の中心としたこの施設外処遇のプロセスは、施設が学校であることを示すために、教育・訓練のための対象者の一時的な施設滞在とコミュニティへの復帰を打ち出したものであった。

これは、州議会の「精神薄弱者の収容力」という施設評価基準を教育・訓練成果という評価基準に修正させようとしたレンサムの試みであったと見ることもできる。1920年、レンサム施設理事会は「施設の価値は、収容者が施設内で快適に幸福に生活するだけでなく、収容者が有用になりコミュニティでの自由な生活に戻ることが約束されるほどに、州が与えた施設設備を活用しているか否かで主張できる」との見解を示すようになっていた。施設関係者の間では、施設を出て地域に戻る収容者の数が施設の評価基準であるべきだと考えられ始めていたのである。1920年までには、多くの施設で小コロニーや仮退所による精神薄弱者のコミュニティ生活が容認されるようになり、包括的なサービスも議論されるようになっていった(Scheerenberger [1983], 162-174¹⁴)。

「総収容化」政策の修正の兆しとともに、施

Table 1 レンサム施設における主な予算請求項目と議会予算承認の可否

年	主要収容設備		主要教育設備	
	予算請求項目	承認の可否	予算請求項目	承認の可否
1907	収容棟 2 動力・機械棟 サービス棟(食堂・厨房) 女性職員棟	○ ○ ○ ○		
1908	洗濯棟 男性職員宿舎改築	○ ○		
1909	保護棟 介助職員棟 収容棟 介助職員棟	○ ○ × ×		
1910	収容棟 職員棟 職員宿舎改築	× × ○	教育棟	×
1911	収容棟 2 職員宿舎	○ ○	教育棟	○
1912	動力棟拡充 サービス棟拡充 管理棟 収容棟 3 職員宿舎 3	○ ○○ ○○○ ○○○		
1913	収容棟 2 病院棟 農場コロニー収容棟 職員宿舎 2 役員宿舎	○ ○ × × ×		
1914	収容棟 2 役員宿舎 職員宿舎	○16,17年承認* × ×	授産棟 2	×
1915	隣接敷地 2	×		
1916	役員宿舎 サービス棟 隣接敷地 2	× × ○18年承認*	授産棟 2 集会ホール	× ×
1917			授産棟 2 集会ホール	× ×
1918			授産棟 2 集会ホール 体育館	× × ×
1919			授産棟 2 集会ホール 体育館	1棟○ × ×
1920	役員宿舎	×	授産棟 集会ホール 体育館	× ○ ×

・予算請求項目については AR (1907-1922) の予算請求に関する記述から、主要なものを取り上げた。

・承認の可否については会計報告の特別予算配分に関する記述から、翌年の議会で承認されたものに○を付した。AR (1915-19) には特別予算配分の項目記述が見られないため、*印については AR (1920) で確認した。

[1983], 162-174¹⁴⁾。

「総収容化」政策の修正の兆しとともに、施設収容されない精神薄弱者へも実効を及ぼす方策を必要とした事情は、新旧の施設に共通したものであったであろうが、予算獲得の困難な局面に直面したレンサム施設にとって、新たな方策の必要性とともに州議会の認識の修正はより切実なものであった。

III. 総収容化の放棄と施設外サービスの拡大

1. コミュニティ復帰と仮退所制度の導入

1914 年の施設外ケアの発想は、唐突に出されたものではなかった。「総収容化」という掲げられた理念に反して、精神薄弱者がコミュニティで生活していた実例は元来少なくなかった。親や兄弟、親類の意向による退所をどの施設でも認めていたし、脱走者もそのまま退所の扱いになっていた。また、多くの親や身内は精神薄弱者を施設に措置することを好まなかった。自分の子どもを離れた施設におくことを不憫に思うと同時に、隔離に対する必要性を理解できなかつた(Shcheerenberger [1983], 163; Fernald [1904], 387¹⁵⁾)。肉親からの退所要請は後述のように非常に多かつたのである。

マサチューセッツ州立ウェーバリー施設における家庭復帰者についてまとめれば Table 2 の通りである(1880 年から 1895 年までは 5 年ごとに、その後、ウォリスのアシスタント医師就任の 1898 年から 1905 年までは毎年)。

ファーナルドは、家族の意向に応じて恒常に数名から多いときには数十名の収容者をコ

ミュニティに復帰させていた。家族の保護のもとに生活するだけでなく、コミュニティで十分な賃金を得ることができる者が、1900 年以降は毎年数名ずつ見られる。1905 年の退所者の内訳について見てみると全退所者 66 名の内、家族の要望等何らかの理由で家庭に戻ったものが 41 名、賃金労働の職を得て家庭に戻ったものが 5 名、このほか、公立学校に通学するために家庭に戻ったものが 2 名であった。保護的な形での復帰者 41 名のうち施設内で適切に自己指南できていた 4 名の成人女性は、友人の熱心な請願で自宅に戻ることが許された者たちであった。このうち 3 名は定期的に報告もあり、家庭でうまくやっていたが、残りの 1 名は施設退所後 3 ヶ月で妊娠した。これらの数字に脱走者 5 名を加えて、この年には 66 名中 53 名がコミュニティに復帰していることになる。

レンサム施設におけるコミュニティへの復帰者数を見ると(Table 3)、1910 年の正式開所を待たずに、1909 年には、ウェーバリー施設からレンサム施設に開設準備作業の労働力として移されてきた訓練された収容者のうち、5 名が家庭への一時帰宅となり、さらに別の 3 名は親類が就職先を見つけて正式退所となっている(3 AR[1909], 12)。レンサム施設では、正式退所の他に一定期間の帰宅を認める一時復帰をもうけていた。ここでいう一時復帰¹⁵⁾は、正式退所とは別に最長 6 ヶ月間の休暇、すなわち家庭等への帰省が認められる制度で、許可を受けた者は不在許可期間が満了になった時点で施設に戻らなければならなかつた。不在期間の延長を求

Table 2 ウェーバリー施設コミュニティ復帰者数

年	1880	1885	1890	1895	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905
全退所者	14	39	27	53	36	53	38	46	49	49	35	66
家庭等復帰(保護)	4	22	14	28	19	40	26	32	32	21	9	41
家庭等復帰(賃金労働)					2		3	2	4	6	4	5
家庭等復帰(公立学校通学)					2		2			7	1	2
脱走者							1	2	5	3*	5*	3*
												5*

• AR of Waltham (1880-1905) の記述をもとに作成

• 脱走者数*印は、道徳的痴愚で、脱走して家庭に戻り、施設へ復帰しなかつた者との説明あり。

• 全退所者数には、この他に、他機関への移籍者等が含まれるため合計は一致しない。

Table 3 レンサム施設コミュニティ復帰者数

年	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918
新規入所者数	10	45	11	217	68	180	42	250	263	348	239	166
退所者数		5	8	19	27	21	22	30	44	68	79	53
家庭等一時復帰者数			5	7	10	21	10	24	31	94	108	139
仮退所者数									[20-25]		[38]	65
仮退所取消者数										5	3	
年	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930
新規入所者数	165	160	208	105	259	192	135	128	145	121	129	186
退所者数	84	124	105	205	144	113	147	118	58	70	54	61
家庭等一時復帰者数	171	162	209	209	225	97	191	160	173	160	207	197
仮退所者数				110	127	143			122	107	133	127
仮退所取消者数									8	10	11	6

- AR of Wrentham (1907-1930) をもとに作成
- 家庭等一時復帰者は visiting, absent の記述による人数。
- 再入所者数の記述は1914年から年報に登場。
- 仮退所は parole の記述 (1918年以降) によるもの、それ以前については、ソーシャルワーカーの管理下におかれた者の人数および Lillyman (1921) の記述による。

た (9 AR [1915], 11)。この一時復帰は、施設が収容者の家庭で収容者の監督を行うことが可能と判断された場合に、そのような監督下での一時的な退所を意味していた (10 AR [1916], 5)。退所や一時的な帰宅を求める声は多く、レンサム施設理事会は、毎月多くの正式退所希望者や一時復帰希望者について審査することを求められた。審査にあたっては、当該収容者が施設におかれることが賢明であるか否かについて、「申請のあった家庭に戻された場合に適切なケアがなされる見通しがあるか」「家庭に戻された場合にいかなる公的支出をも取り除くことになるか」「出産可能年齢の女性については彼女たちが虐待されないように確実に保護されうるか」などが吟味された。具体的には、申し出のあった家庭の状況調査、施設と家庭の連携の可能性、対象者の管理責任者(親や兄弟、後見人)の意志が確認されなければならなかった (9 AR [1915], 10)。

ウォリスと施設理事会は 1914 年の施設外処遇提案後、一時復帰希望家庭の状況調査と復帰者への継続的な監督指導の専任担当者として、

ソーシャル・ワーカー 1 名を職員に加えた (9 AR [1915], 10)。このソーシャル・ワーカーの就任をもって、レンサム施設における仮退所制度が、施設事業として正式に位置付いたことになる (Lillyman [1921], 103¹⁷⁾)。

ソーシャル・ワーカーの監督下におかれてコミュニティに復帰したものが仮退所であり、一時復帰者のすべてがソーシャル・ワーカーの監督下におかれたわけではなかった。一時復帰者数とソーシャル・ワーカーが監督指導を担当した仮退所者数の変化を見ると、施設外処遇提案の翌 1915 年で一時復帰者 31 名中 20 ないし 25 名が仮退所であり、1917 年が 108 名中 38 名、1918 年が 139 名中 65 名となっている (Table 3)。一時復帰者数も仮退所者数も着実に増加していった。ソーシャル・ワーカー 1 名に事前調査も監督指導もすべての責任を負わせることには限界があるとの指摘がなされ (13 AR [1919], 7)、1920 年にはソーシャル・ワーク業務専用に自動車が一台購入され、翌 21 年にはソーシャル・ワーカーが 2 名に増員される (15 AR [1921] 13)。1922 年には、一時復帰者数が 225 名に達

し、仮退所者数も143名を数えている。ソーシャル・ワーカーの監督下におかれる対象者は、コミュニティでの就労の可能性がある者で、施設長や医師たちによって記載された「将来のコミュニティ生活が有望な収容者」のリストから選ばれた(15 AR [1921] 13; Lillyman [1921], 103)。1918年にソーシャル・ワーカーが監督した65名はコミュニティで職を得て生計を立てていたし、1921年には仮退所者110名のうち75名が自活していた(12 AR [1918] 15)。

1914年の施設外ケアの構想が、施設の教育成果を示す文脈で提起されたことから考えて、ソーシャル・ワーカーが担当する仮退所が、自活可能な労働能力を有するケースのコミュニティ復帰に焦点化されたことは当然であった。

その一方で、一時復帰者数の半数は、仮退所による者ではなかったが、「施設は肉親の関心の範囲を超えてまで精神薄弱者を収容する意味をもつ場所ではない。彼らの多くは家庭の状況によっては十分に有用に能力を発揮できる」(14 AR [1920], 6)との理由で家庭に戻された。肉親のもとで過ごす条件の整っている精神薄弱者は無理に収容されるべきではないことも明確に主張されるようになっていた。

膨大な数の入所待機者を抱え、緊急に施設入所を必要とするケースに応えるために、施設当局は、施設に空席をつくるべく「コミュニティで適切にケアされ、保護されることが安全確実な者はすべて、退所させる方向」(10 AR [1916], 5)で從来から努力していたのであり、この意味での精神薄弱者のコミュニティ復帰は、水面下で脈々と続けられてきた。

ウォリスが、このコミュニティ復帰者の中から、経済的自立可能なケースと彼らに対する特別な支援策を浮上させたのは「施設外ケアの議論を通して精神薄弱者施設は保護と監禁の場ではなく訓練学校であるべきことを強調」(12 AR [1918], 8, 13)し、施設の教育設備・機能充実の必要性と有効性を議会に訴えるためであった。また、その他のケースを積極的に一時復帰させ、それを明言することで、もはや「総収容

化」の理念が崩れ、施設が「収容の場」ではなくたという彼の認識を強調するものだった。

2. 未収容精神薄弱者ケアに関する助言とクリニックの開設

施設が精神薄弱者の収容という役割を完全に担いきることができないことは、公立学校制度の充実とともに明白になっていた。公立学校のなかで学業不振児、精神薄弱児等の存在が問題となり、特殊学級が各地で開設される。この特殊学級の開設は、「社会に対してコミュニティにおける精神薄弱者の存在に気づかせる」(Tyor and Bell [1988], 93)ものであった。マサチューセッツ州でも、スプリングフィールドの特殊学級開設を皮切りに、1915年までに16の都市で特殊学級が開設されている¹⁸⁾。この特殊学級対象児童をめぐって、本来は施設に収容されるべき精神薄弱者が施設の定員超過のために特殊学級に措置されるという状況が生じていた。例えば、ボストン市は、特殊学級開設にあたって、正真正銘の痴愚は施設で、軽度級の魯鈍は特殊学級で、正常であるが学習遅進の児童は学年混合学級でケアする計画を持っていた(Chace [1904], 395¹⁹⁾)。しかしウェーバリー施設に痴愚の児童を受け入れる余裕はなく、学校当局は行き場のない子どもたちを排除することもできず、やむをえず特殊学級に措置をしていた。このため、痴愚を含む精神欠陥児の指導のために精神薄弱施設における教育方法が取り入れられ、精神薄弱施設で特殊学級教員の研修が行われた(Chace [1904], 396)。

施設は、自らの収容力が及ばない本来の対象者と新たな対象者の受け皿として、特殊学級を認め(Wallace [1917], 107-108)、その運営に積極的に協力することで、施設の機能と役割を広げていくことになる。その方法が、クリニック(相談所)の開設であった。マサチューセッツの2つの州立施設は、1916年から1917年にかけて、公立学校当局からの要請を受けて、精神薄弱児の判定・選別・指導助言のための出張クリニックを各都市に開設している(Woodhill

[1920], 94²⁰⁾; 11 AR [1917], 13)。

クリニック開設による施設外精神薄弱者への対応は、1916年に突然はじめられたわけではなかった。施設に収容されていない精神薄弱者について指導助言を求めてくるケースに対応するため、ファーナルドのウェーバリー施設では、1891年に週一回の外来相談日をもうけている (Fernald[1920], 81²¹⁾)。外来受付日を設定するほどに、未収容精神薄弱者に関する相談が施設に持ち込まれていたのである。ウォリスのレンサム施設でも、毎週水曜日が外来相談日として設定されていた (11 AR [1917], 13)。

両施設で日常的に行われていたクリニック開設による外来相談であったが、施設年報でその活動に言及がなされるのは、ウェーバリー施設では1911年報であり (64 AR of Waverly [1911], 20)、レンサム施設では1917年報である (11 AR [1917], 13)。両施設ともコミュニティからの強い要請があることを理由に、施設の効力、すなわち精神薄弱者の診断と適正な処遇を施設外にまでもたらす方策として、クリニックによる相談業務を前面に打ち出したのである。

ウォリスは年報の中で、施設におけるケアと訓練の質の向上をめざして職員研修を開始したことを述べると同時に、クリニックによるコミュニティへの直接的なサービスの需要と供給の関係を強調した。また彼は、仮退所に関しても、「実験段階を終了し、本格的実施の段階に進んでいる」(11 AR [1917], 13)と述べた。彼は、施設の効力を広くコミュニティに及ぼすためには、施設の生活と教育の機能がまず十分に満たされなければならないと考えていた。

IV. 「社会的適応」の問題としての精神薄弱と精神薄弱者の理想的な生活環境

1. 「教育・訓練の場」と「活動・表現の場」

1917年、ウォリスは「コミュニティでケアされうる精神薄弱のタイプ」(Wallace [1917], 105-109)と題する論文を発表する。彼は、優生学者がもたらした精神薄弱者や犯罪者に対する

「隔離」という社会的措置を、「個人に対する关心と個人の権利に対する信念の增大に伴って、我々の良心はそのような極端な施策に不快感を抱くようになった」(106)と否定するとともに、「多くの社会問題に対する一つの解決策を探求するソーシャル・ワーカーが、あらゆる種類の不幸な人々を大規模に隔離することを唱道したことは、驚くことではなかった。その代わり、ソーシャル・ワーカーは、個人の研究に最大限の努力を払い、各々のケースにとって最良の策を施すことを望んだ」(106)と述べている。つまり彼は、施設対象者への直接的な働きかけとしては、「個人の利益を第一」(106)にしたシステム構築をめざしていたのである。

彼は膨大な入所待機者のファイルを前に、「この少年少女たちにとって、施設の与える保護と教育が唯一のチャンス」(106)ではあるが、施設収容が実際的な解決方法ではないことが明らかになってきた今、最も実践的な策は「さらなる施設の拡充とともに、コミュニティでの精神薄弱者の安全なケアの方法理解を促進すること」(106)であると考えた。

そしてその安全なケアの方法は、特別な訓練と適切な監督であると結論づける。彼は「精神薄弱者は、適当な社会的反応も不適当な社会的反応もどちらもコミュニティの他者に依存している。精神薄弱者は、良いことにも悪いことにも簡単に影響されてしまう漂流者である」(107)ことを理由に、適切な監督の必要性を訴えた。また教育に関しても「精神薄弱者は、特別な訓練無しでは、正常な子どもならば自然に身につける社会生活上の義務を履行することを学べない」(107)と述べている。この特別な訓練の欠如が、「コミュニティで、最も単純な活動さえ満足に遂行できない精神薄弱者が数多く見いだされる」(107)理由であると指摘した。さらに「いったい何人の正常な人間が、あらゆる社会活動に失敗し労働の大きな機会を奪われまで、コミュニティで正常な反応を続けることができるだろうか」(107)と精神薄弱者が逸脱的状態に陥るメカニズムを説明した。

ウォリスは1912年報の中で、コミュニティでうまく適応できない精神薄弱児が施設内でうまく社会的な行動をとれるようになる経過について、次のように説明している。

施設的世界（施設の中）では、おそらく初めて、精神薄弱者は自分を理解してくれるために十分な時間を割いてくれる人に出逢うだろう。彼は施設内では「遅く」ではなく、他の誰かが彼よりも「遅い」。彼は、彼の隣人と同様に「良く見え」、何人かの者よりは自分の方が優れている。おそらく彼は、彼の人生で初めて、社会生活を営むことができる。彼は集団の尻について歩く存在ではなく、集団のまん中に立ち、勉強や運動、調理や農作業ができる（6 AR [1912], 13）。

さらに彼は、「今まで表出される場がなく、閉じこめられたままだった精神薄弱者の好ましい欲望や感情が具体的な形で表出できる真実の諸活動の小世界が無ければ、精神薄弱者とともに集めて施設で生活させることは無意味である」（6 AR [1912], 13）と述べている。通常のコミュニティでは、一般の人々とリズムやテンポの合わない精神薄弱者も、精神薄弱者によって組織されるコミュニティであれば、正常な社会生活が彼らのテンポで展開されるというのが、ウォリスの考え方である。通常のコミュニティ同様の営みを施設内コミュニティで実現することに力が注がれていた。

彼はこの考えを実現すべく、施設への授産棟や集会ホールの追加を議会に求め続けるのである。精神薄弱施設における授産設備の役割は、精神薄弱者に「健全で正常な表現方法とその機会」（13 AR [1919], 11）、すなわち獲得した能力・技能の活用・表現の場を与えることであった。

2. コミュニティにおける「活動・表現の場」の確保とソーシャル・ワーカー

このウォリスの考えは、技能を身につける教育・訓練の場と身につけた技能を表現する場の二者が適切に確保されれば、精神薄弱者にも通常の社会生活の営みが可能であると解釈するこ

ともできる。施設に収容されない精神薄弱児にとって、コミュニティにおける特別な教育・訓練の場の確保は、公立学校に設けられた特殊学級で可能であったし、特殊学級在学中（6歳から14歳）は、特殊学級担当教師がコミュニティ内での監督も受け持つことができた。卒業後に彼らに適切な監督を及ぼす施策が必要であり、社会活動の機会すなわち「表現の場」を与えることが課題であった。彼は、特殊学校卒業後の精神薄弱児が社会問題になるのは、卒業後に聰明な監督を持たないからであり、卒業後の最も危険な時期に彼らを一時的に施設に滞在させ、有用な仕事を教え、その後コミュニティに措置するという施設の仮退所制度をあてはめれば、問題を未然に防ぐことが出きたと考えていた（Wallace [1917], 108）。しかし、すべての特殊学級卒業生を施設に受け入れることは当然不可能であったので、州精神病局がコミュニティにおける精神薄弱者の登録と監督のシステムを作りあげることを前提に、最も施設ケアが必要な者を受け入れ、十分に訓練された者をコミュニティに措置するというやり方で、コミュニティと協調することを構想していた（Wallace [1917], 108）。

ウォリスは、表現と社会生活の場をコミュニティに確保すべく、仮退所による精神薄弱者の受け入れ希望家庭や職場にソーシャル・ワーカーを派遣した。ソーシャル・ワーカーの職務として、環境調査とともに精神薄弱者のケアに関する指導が重視された。ソーシャル・ワーカーが受け入れ希望家庭に何回も足を運び、精神薄弱者について説明を重ねるうちに、その家人自らが、精神薄弱者を自宅に受け入れることへの隣人の同意の必要性を実感するようになる。施設は、家人がそうした行動をとるようになってはじめて、その家庭を受け入れ先として承認した（Lillyman [1921], 104）。ウォリスは、家庭、職場、近隣住民等あらゆる関係者の理解と監督が整ってこそ、そのコミュニティが精神薄弱者にとって望ましい場になると 생각していた。ウォリスが重視した施設とソーシャル・ワーカーの

役割は、仮退所先環境の適切性の確認以上に、退所先の最適な環境への修正であったと考えられる。

ソーシャル・ワーカーの業務は、事前業務として、1)家庭と社会状況の調査(仮退所制度による監督の説明とコミュニティの各関係機関、個人の協力の取り付けを含む)、2)施設長、理事会、スタッフへの報告と協議、事後業務(アフターケア)として、1)家庭訪問による監督、2)施設での対象者の個人報告、書簡による対象者との交信、3)雇用者、親族その他関係者への訪問と書簡による交信、であった(16 AR [1922], 13)。

V. 結 語

精神薄弱者の総収容化政策破綻の時期に設立された、マサチューセッツ州レンサム施設設設長ウォリスの主張と施策を中心に、精神薄弱者のコミュニティ生活容認と積極的な支援策の台頭過程について検討した。ウォリスがコミュニティ生活支援策を主張した意図は、施設を中心に、精神薄弱者が正常な社会生活をおくれるような社会環境を整備することにあった。彼は、収容施設が教育機能を内包した総合施設として、その収容力と社会的機能(教育、労働、娯楽)を増強することを不可欠とする一方で、収容保護という処遇形態は精神薄弱問題の解決策の一要素であると考えるようになっていた(Wallace [1917], 108)。

施設の保護機能と教育・訓練機能を中心としたながら、コミュニティと施設との協調関係を築くことで、議会をはじめとした社会に「収容」以外の役割を認識させようとした。

彼が打ち出した仮退所の試みは、新たに始められたものではなく、家庭への一時復帰や就職にともなう家庭への退所という形で、マサチューセッツ州の両施設の中で行われていたものであった。州議会が精神薄弱者の収容にばかり目を向ける状況の中で、アンバランスな発展を余儀なくされたレンサム施設とウォリスには、施設ケアの本来の意味、すなわち保護収容

と教育・訓練による小世界(社会的生活環境)実現ために、教育成果とともに精神薄弱者の生産性を具現化する必要があった。そのための手段として、仮退所によってコミュニティで自活するケースの支援策を打ち出した。

総合的な機能を持つ施設内の環境こそが精神薄弱者にとって最良であると考えていたウォリスは、優生学にもとづく社会防衛的隔離を利用して、精神薄弱者を理想的な環境の中に閉じ込もうとした。そして、閉じ込みが明らかに困難と判った時、コミュニティに知識と技術を提供し、施設同様に精神薄弱者が好ましい社会的反応を表出できる環境をコミュニティ内の仮退所受け入れ先の家庭と近隣に整えることを考えた。

ウォリスの精神薄弱者のための「理想環境論」は、けっして彼独自のものではなかった。精神薄弱者が適応できる環境が限られているという視点は、「手厚い指導と監督の下で自由が保障され、無知や堕落と恥辱の代わりに幸福が享受され、保護が与えられ、軽度のものは生産人としての可能性を獲得することができる理想の『楽園』をつくるべき」(Trent 邦訳[1997], 23-25)という収容保護の考え方である。

コミュニティの特定の家庭や雇用先に理想の環境を築くことが実際に可能であったのか。どのような家庭・職場にその環境が求められたのか。レンサム施設仮退所者のコミュニティ生活の実態分析が次の課題となる。また、州議会や監督官庁である州精神病委員会の意向を把握し、他の州立施設の状況や他州の状況と対比させていくことが必要である。

謝辞: 史資料の収集に際し、米国議会図書館(LC)の T. Y. Ohta 氏ならびにイリノイ大学(UIC)の D. Braddock 博士、S. S. Rubin 博士にご協力いただきました。ここに記して感謝いたします。

付記: 本研究は平成 11・12 年度科学研究費補助金および筑波大学学内プロジェクト研究費によ

付記：本研究は平成 11・12 年度科学研究費補助金および筑波大学学内プロジェクト研究費による研究成果の一部である。

註および文献

- 1) 精神薄弱という用語は知的障害を中心として道徳上、行動上の逸脱をも含む状態に対する総称として用いられた歴史的用語として用いる。精神薄弱者という場合、成人、児童を含み、その状態像は、その時代・時期の習慣や知能尺度等の観点から逸脱していると見なされたものを指す。
- 2) Trent J. W., Jr. (1994) *Inventing the Feeble Mind A History of Mental Retardation in the United States*. University of California Press; 清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男監訳 (1997) 「精神薄弱」の誕生と変貌. 学苑社.
- 3) Trattner, W. I. (1974) *From Poor Law to Welfare State. A History of Social Welfare in America*. Free Press; 古川孝順訳 (1978) アメリカ社会福祉の歴史. 川島書店.
- 4) Tyor, P. L. and Bell L. V. (1984) *Caring for the Retarded in America. A History*. Greenwood; 清水貞夫・津曲裕次・中村満紀男監訳 (1988) 精神薄弱者とコミュニティーその歴史一. 相川書房.
- 5) 中村満紀男・米田宏樹 (1999) 1910 年代までのアメリカにおける精神薄弱者の小コロニーの設置とコミュニティ生活への復帰—コミュニティ生活の再生過程とその背景 (1) —. 筑波大学リハビリテーション研究, 8, 37-47.
- 6) 清水貞夫 (1989) ニューヨーク州におけるコロニーおよびパロル制度の成立. 宮城教育大学紀要 2 分冊自然科学・教育科学, 24, 141-158.
- 7) Ferguson, P. M. (1988) *Abandoned to Their Fate: A History of Social Policy and Practice Toward Severely Retarded People in America, 1820-1920*. Syracuse University.
- 8) Davies, S. P. (1959) *The Mentally Retarded in Society*. Columbia University Press; 杉田裕監訳 (1972) 精神薄弱者と社会. 日本文化科学社..
- 9) Wallace, G. L. (1917) *The Type of Feeble-Minded Who can be Cared for in the Community*. UNGRADED, 2(5), 105-109. このウォリスの論文は同 1917 年の *The Journal of Psycho-Asthenics*, 21, 88-93 に掲載されている.
- 10) “Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth”が施設の正式名称であるが、第二、第三の州立施設が設立され、正式名称に所在地名が用いられていることから、便宜上、所在地付近の地名を用いて通称ウェーバリー施設（あるいはウォルサム施設）と呼ばれている。本稿でもこの通称を用いる。
- 11) Fernald, W. E. (1918) *Some of the Limitations of the Plan for Segregation of the Feeble Minded*. UNGRADED, 3(8), 171-176.
- 12) レンサム施設年報 (Annual Report of Wrentham State School, Massachusetts Public Document No. 78) を引用、または典拠に用いた場合は、当該箇所を (AR [年], 当該ページ) のように本文中に記した。ウェーバリー施設年報 (Annual Report of the Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth, Massachusetts Public Document No. 28) については (AR of Waverly [年], 当該ページ) のように記した。また、その他の文献、資料についても本文中に (著者名, 年, 当該ページ) を示し、当該文献初出の箇所に註および文献番号を付した。
- 13) ウォリスはウェーバリー施設に 1898 年にアシスタント医師として就任し、1906 年にレンサム施設長に任命されている。
- 14) Scheernberger, R. C. (1983) *A History of Mental Retardation*. Brookes Publishing.
- 15) Fernald W. E. (1904) *Care of the Feeble-Minded*. Proceedings of the National Conference of Charities and Correction, 31, 380-390.
- 16) 一時復帰者を指す用語は、“at home on

- visits", "absent", "vacations", が用いられている。
- 17) Lillyman, J. D. (1921) The Parole System at the Wrentham State School. *The Journal of Psycho-Asthenics*, 26, 103-107.
 - 18) U. S. Department of the Interior (1917) Report of the Commissioner of Education. 679-680.
 - 19) Chace, L. G. (1904) Public School Classes for Mentally Deficient Children. Proceedings of the National Conference of Charities and Correction, 31, 390-401.
 - 20) Woodhill, E. E. (1920) Public School Clinics in connection with a State School for the Feeble-Minded. *The Journal of Psycho-Asthenics*, 25, 94-103.
 - 21) Fernald, W. E. (1920) An Out-Patient Clinic in connection with a State Institution for the Feeble-Minded. *The Journal of Psycho-Asthenics*, 25, 81-89.

**Development of Extra-Institutional Care for “the Feeble-Minded” with
Social Workers at the Massachusetts
Wrentham State School to the 1920’s in the U.S.A.**

Hiroki YONEDA

In the 1920's, the need for care and supervision of "the feeble-minded" in the community was promoted by superintendents of schools for "the feeble-minded", and gained much acceptance in society. But, at least, on the surface, superintendents had proposed the isolation of "the feeble-minded" from the community and had carried it out through the 1910's.

The present study explores why superintendents accepted care for "the feeble-minded" in the community and supported such plans actively. I consider the Wrentham State School in Massachusetts and Dr. Wallace, its superintendent as a case study. He and his school are proper subjects because of he was one of the pioneers in caring for "the feeble-minded" with a parole system.

Wallace's tryout of a parole system was not a new idea. It had been done stealthily for a long time in Massachusetts schools in the form of temporary releases. Wallace made the public look a release of patients who could support themselves to emphasize the effects of institutional care, especially positive educational effects. In this way, he tried to attract the concern of the legislature to develop the educational and social dimensions of his school.

When Wallace realized limits of "total institutionalization" for "the feeble-minded", he tried to make conditions in the outside community as suitable as those inside the "school community", because in his mind, schools that had enough seating capacity and training equipment were the best living places for "the feeble-minded".

Key Words: feeble-mind, community, institution, social-worker, Massachusetts